

※この法令は廃止されています。  
**令和三年政令第三十六号**

日本中央競馬会の令和三事業年度における  
内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律  
第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づ  
き、この政令を制定する。

日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で  
本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で  
定める割合は、百分の百とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の平成三十一年事業年度における  
日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割  
合を定める政令の廃止）  
日本中央競馬会の平成三十一年事業年度におけ  
る日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割  
合を定める政令（平成三十一年政令第二十六  
号）は、廃止する。

#### 附 則（令和五年二月二七日政令第三九 号）

##### （施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。  
（日本中央競馬会の令和三事業年度における日  
本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を  
定める政令（令和三年政令第三十六号）は、廃  
止する。）  
2 日本中央競馬会の令和三事業年度における日  
本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を  
定める政令の廃止）  
日本中央競馬会の令和三事業年度における日  
本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を  
定める政令（令和三年政令第三十六号）は、廃  
止する。